

代表者会議記録

令和5年5月12日（金）

杉並区議会

目 次

臨時会の提案事項について	3
議案の付託先について	5
臨時会の日程について	6
本会議の会議録署名議員について	6
発言通告について	6
議席について	7
議員控室について	8

代表者会議記録

日 時	令和5年5月12日（金）	午前10時00分～午前10時25分
場 所	第3・4委員会室	
出席代表者 （5名）	幹事長 吉田 あい 幹事長 ひわき 岳 幹事長 安齊 あきら	幹事長 山田 耕平 幹事長 川原口 宏之
欠席代表者	（なし）	
代表者以外 の出席議員	（なし）	
出席理事者	副 区 長 渡 辺 幸 一 総 務 部 長 白 垣 学 財 政 課 長 土 田 昌 志	政策経営部長 伊 藤 宗 敏 総 務 課 長 秋 吉 誠 吾 コンプライアンス 推進担当課長
事務局職員	事 務 局 長 喜多川 和 美 庶 務 係 長 久保井 悦 代 担 当 書 記 出 口 克 己	事務局次長 村 野 貴 弘 議 事 係 長 蓑 輪 悦 男

事務局長 これより代表者会議を開会する。

《臨時会の提案事項について》

事務局長 初めに、臨時会の提案事項について、理事者から説明があるので、よろしくお願ひする。

副区長 令和5年第1回区議会臨時会について、御請求いただいたとおり、5月19日に招集することとしたので、御報告する。

本臨時会においては、住民税非課税等への価格高騰重点支援給付金事業等を実施するため、補正予算を計上したいと考えている。お諮りする案件は令和5年度杉並区一般会計補正予算（第2号）のほか、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した令和4年度杉並区一般会計補正予算（第10号）の報告及び承認についてである。

案件の内容については、政策経営部長より説明をさせる。

以上である。

政策経営部長 着座にて御説明をさせていただきます。

まず私のほうからは、議案第31号令和5年度杉並区一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明する。ただいま副区長からも御説明があったが、今回の補正予算については、国の物価・賃金・生活総合対策本部において決定された物価高克服に向けた追加策に要する経費について、新たな事情や緊急性の観点から必要な経費を計上するものである。

まず、資料のほうを御覧いただきたいと思うが、補正するのは2事業である。

歳出予算の内容であるが、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金支給事業、こちらについては、新たに交付される新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の対象事業である。低所得世帯支援枠の取組として、住民税非課税世帯等への1世帯当たり3万円の給付に要する経費を計上するものである。次に、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業については、低所得の子育て世帯への子供1人当たり5万円の給付に要する経費を計上するものである。

続いて、歳入予算の内容であるが、国庫支出金は、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に係る経費の全額は国の支給事業の対象となることから記載の金額を見込んでいく。

次に、都支出金については、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金支給事業に係るものである。こちらに係る経費の一部について、地方創生臨時交付金を充当するも

のである。残る経費の財源については、財政調整基金からの繰入れで対応することとしている。

以上で令和5年度杉並区一般会計補正予算（第2号）の説明となる。

引き続き、報告第2号について御説明をする。こちらもちよっと資料のほうを御覧いただきたいと思う。

歳入予算の国庫支出金及び都支出金の一部について、実績報告等手続が翌年度に行われるようになっている。既交付額よりも確定額が小さい場合、翌年度以降に歳出予算を計上して、国や都に返還をしているというふうな手続をしている。令和4年度においては、当初予算に加えて、第3回定例会で補正予算（第4号）、第1回定例会で補正予算（第9号）を追加計上しているところである。

本件については、幼児教育の無償化に係る国庫及び都支出金の返納金について、必要な額を予算計上していなかったものとなり、当該事案の判明時においては予備費対応ができなかったこと、また、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて、令和4年度杉並区一般会計補正予算（第10号）として3月24日に専決処分をしたものであり、これを御報告し、承認をお願いするものである。

なお、本件については、先日、職員の懲戒処分を行ったところだが、区職員の事務の誤りが生じたことについては、議会及び区民の皆様の信頼を損なうものであり、心よりおわびを申し上げます。今後は組織的なチェック体制の徹底を図り、再発防止と区政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでいく。

以上である。

事務局長 ただいまの説明について、御質問などあったらお受けする。

川原口幹事長 一応、念のため聞いておくが、議案第31号の補正予算の2事業について、まず、それぞれの所管を聞いていいか。

財政課長 まず1点目、住民税非課税世帯等については、保健福祉部管理課である。2点目の子育て世帯生活支援特別給付金のほうについては、子ども家庭部管理課である。

川原口幹事長 財調基金から繰入金が1億6,200万円あまりということなんだが、これは財調基金から取り崩さなければならなくなった理由をお示しいただきたい。

財政課長 本事業2つとも、これは基本的には国が実施すべきものという形だというふうに私どもは認識をしている。先ほど部長のほうからも御説明いただいたが、子育てのほうは全額国から入るということである。3万円のほうについても、基本的には国から入るが、今回、これまで対象だった住民税非課税世帯のほかに、家計が急変をしたという

世帯についても、これまでどおり、私どものほうは3万円を支給するという形であるが、ここの部分については、国が今回対象としないというようなことがあったので、財調からの繰入れで対応したい。また、事務費のほうについても、一部、基準額を超える部分があるので、こちらについても財調基金を繰り入れて対応するということであるが、この間、ワクチン等についても、この後は国のほうの事業ということで、求めることによって10分の10入ってきたこともあるので、こういった点については、引き続き国のほうへの要望は続けてまいりたいと考えている。

川原口幹事長 都支出金が22億5,200万で、これがほとんど住民税非課税世帯等の事業に充てられるということではないか。

財政課長 そのとおりである。

川原口幹事長 今のお話だと地方創生から入るという説明だったと思うが、これが地方創生臨時交付金だが、都支出金という理解でいいか。

財政課長 地方創生臨時交付金だが、今回3万円のほうに充てるものについては、東京都を通じて入ってくるというものであり、子育てのほうは国からのものという形になっている。

川原口幹事長 それと報告第2号のほうであるが、こちらは幼児教育無償化に関わる事業にかかった費用の返納金という御説明だったと思うが、それが全部という理解でよろしいか。

財政課長 これは皆様については、3月23日にLINE WORKSのほうで情報提供をさせていただいているが、幼児教育無償化の中で子育てのための利用給付金の交付金であるとか、施設等の利用給付金であるとか、3種類の補助金を国と都のほうからいただいていたが、翌年度精算するというので、この3つについて、もらい過ぎていた補助金を返還する予算の計上がなく、最後慌てて専決をしたというものである。

事務局長 ほか、よろしいか。――では、提案事項については以上である。

理事者の方は御退席いただいて結構である。

《議案の付託先について》

事務局長 次に、議案の付託先について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料2を御覧いただきたい。議案第31号、総務財政委員会に付託。報告第2号、報告承認。以上としてはいかがか。

説明としては以上である。

事務局長 ただいまの説明のとおり付託することによろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、そのように決定する。

《臨時会の日程について》

事務局長 次に、臨時会の日程（案）について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料3、臨時会の日程（案）を御覧いただきたい。会期は5月19日から4日間。19日金曜日午後1時開会、正副議長選挙、各委員会委員の選任等。本会議終了後、各委員会を開催、正副委員長互選を行う。22日月曜日午前10時から総務財政委員会を開会。その後、午後1時から議運理事会、午後1時15分から議運を開催。午後1時30分から本会議を開会し、議決。

なお、本日、招集告示が予定されており、日程（案）については、ホームページ等で区民に周知するとともに、SideBooksに登録をする。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、臨時会の日程（案）については、代表者会議で御了解いただいたということで進めさせていただく。

なお、これで日程（案）が承認されたので、ホームページ等で周知することとさせていただきます。

《本会議の会議録署名議員について》

事務局長 次に、本会議の会議録署名議員について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 会議録署名議員は、申合せにより、議席番号の1番から昇順、48番から降順で計2名指名することとしている。ただし、選出される2名は同一会派とならないようにしている。今後、議席番号が決まり次第、当該議員には事務局からお知らせする。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 では、この件については、先ほどの説明のとおりさせていただきます。

《発言通告について》

事務局長 次に、発言通告について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 発言通告については、会議規則、申合せにより、2日前までに議長宛てに発言通告書を提出いただいているが、今回、まだ議長が決まっていないので、会議を円滑に運営するため、局長宛てに発言通告書の提出をお願いします。5月19日金曜日、本会議の発言通告は、会期の決定から議案付託までに関しては、2日前の5月17日水曜日午後5時まで、5月22日月曜日、本会議の発言通告の議案に対する討論に関しては、午後、本会議が予定されていることから、総務財政委員会終了から10分後までとしてはいかがか。

説明は以上である。

事務局長 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、この件については御了承いただきたい。

《議席について》

事務局長 次に、議席について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料4、議席案を御覧いただきたい。先日の代表者会議で継続協議となった議席について、事務局で会派の意向をお聞きし、修正案として提示させていただくものである。この案を基に協議いただければと思う。

説明は以上である。

事務局長 それでは、議席案について、御意見があればお願いします。

吉田幹事長 先日、5月10日の代表者会議で共産、立憲から、非交渉会派の人数が15名と今回非常に多くなったということで、一定程度配慮するべきではないかというような意見があったかと思う。これも踏まえて会派に持ち帰り、これまでの区議会の歴史を見ても、かつてない非交渉会派の人数であることは、そこに現実としてある中で、今回に限っては、少数会派から出ている期数に配慮した議席の調整というものがあってもいいのではないかという結論が出た。また、立憲の会派は新人の方も多いので、幹事長同士でちょっと調整させていただいて、結果を事務局にお伝えしたところである。うちの会派としては、今回、事務局で出していただいた案でいいと思う。ほかの皆さん、いかがか。

川原口幹事長 公明党としても、これで結構だと思う。

安斉幹事長 いろいろありましたけれども、今回はこれで結構かと思う。ただ、今回に限ってということで吉田幹事長のほうが言われているので、状況がまた変われば、従来どおりの感じに戻していくほうでもいいのかと思う。

山田幹事長 私たちの会派もこれでよいと思う。今期の議員任期については、今までの例

年の任期とちょっと異なるような様相なので、その都度話し合いを進めていけばいいのかなというふうに思う。

ひわき幹事長 この案でいいかと思う。非交渉会派、少数の会派の方がたくさんいるというのも、これは改選で行われた民意だと思っているので、それを大切にしていこうという、そういう観点から少数の会派の意見も尊重した議会運営をしていくべきではないかなというふうに思う。

事務局長 ほか、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、御提示した案の内容で皆様の合意が取れた。各議席の個名については、5月16日火曜日までに事務局へお伝えいただきたい。記入用紙については、後ほどお配りする。非交渉会派については、事務局で調整をする。

《議員控室について》

事務局長 次に、議員控室について、次長から説明をお願いします。

事務局次長 資料5、議員控室案を御覧いただきたい。先日の代表者会議において議題とし、事務局で暫定案と本配置案を作成した。1枚目は各会派の割当て面積の表である。2枚目は改選前の配置図である。3枚目は臨時会から2定までの配置図（暫定案）である。4枚目から7枚目は配置図（本配置案）である。

第2回定例会までの暫定案について御説明する。暫定案は工事が入らずに、現在の控室のまま、元無維の控室を無都の控室とし、元平和の控室や元自民党のスペースなどを2人会派に、非交渉会派スペースは事務局倉庫を撤去し、広くした上で1人会派の控室とし、併せてこれまでの1人会派の控室を利用する案である。

続いて、2定終了後に工事等をした上で3定以降からの利用となる本配置案について御説明する。本配置案1は、1人会派全員にそれぞれ1部屋ずつ整備する案である。各1部屋となることで、通路などの控室に使用できないスペースが一定できてしまうことで4階に2部屋となる案である。4階の部屋は暫定的な利用はあったことがあったが、窓がなく、控室として利用しないほうがよいと考えている。本配置案2は、4階の利用を2部屋から1部屋にし、公明の控室内に1人会派の控室を設置する案である。本配置案3は、1人会派のスペースを一部仕切らないことで案1と案2よりも非交渉会派のスペースに3会派分のスペースを配置する案であり、4階の部屋は1部屋の利用とする案である。本配置案4は、案3と同様に非交渉会派のスペースを一部仕切らないことに加え、4階を使用しないために、公明の控室内に1人会派の控室を設置する案である。ま

ずは暫定案について御協議いただき、合意が得られるようであれば暫定案とさせていただきます。

次に、本配置案について協議をいただき、合意が得られるようであれば本配置としていただき、17日水曜日の非交渉会派で控室を協議していただければと考えている。

なお、先日の代表者会議でも説明のとおり、本配置については、2定後に壁の移動など、夏に工事を予定しているところである。

説明は以上である。

事務局長 それでは、まず、暫定案について協議を進めたいと思う。御意見はあるか。

吉田幹事長 暫定案については、工事等がない中で、また2定終了後まで本当に暫定的な期間の中でということを考えれば、これが一番妥当かなというふうに思う。

事務局長 ほか、あるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、臨時会から2定までの仮配置については、この暫定配置案でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、仮配置につきましては御了承いただきたい。

続いて、本配置案について協議を進める。御意見があったらお願いします。

吉田幹事長 度々すみません。非交渉会派の人数が今回15名、会派としては12会派分という、これまでにない規模なのかなと思う。そんな中で事務局で、こういった案を出していただいて本当に感謝している。非交渉会派からは、平等に割当てがされるよう、また、個室になるようにという要望があったというふうに聞いている。かつては4階を割り当てなくても3階のフロアでまとまっていたが、この案を見ると、本当に知恵を絞って、考えて考えて考えてくださったのだなというのがすごく伝わってくる。

まず案1については、それぞれ1部屋ずつ区切ると。どうしても通路ができることで控室として使えないデッドスペースが生まれ、4階まで割当てをしないと配置ができない。窓もないということであるが、これを主張されるなら、そこはしようがないのかなと。窓がない部屋が出てくるけれども、そこはのんでもらうしかないかなというふうに思う。

案2については、公明党の御協力もいただいて、公明党の控室の一部を使うことで4階の使用を1部屋にとどめることができる案。

案3については、1人会派のうち、大部屋でいいよと、そういう方がいらっしゃれば、これでいいのかなと。そうすることで、やっぱり4階の使用というものを極力減らして、

3階でみんなの姿が見えるほうがいいのかと思う。

案4は、案3に加えて公明党の控室の一部を使って4階の利用をなくすという案であること。私は、個人的にこれが一番いいかなというふうに思う。

非交渉会派の方々それぞれの意向を酌むのは難しいと思うので、この事務局の案をまず提示して、非交渉会派の中でどの案がいいか。また、その上で、それぞれの部屋のどこがいいかを調整していただいてみてはいかがか。こちらでこうしてくださいと限定してしまうよりも、この4案が交渉会派の中で合意できるのであれば選択肢も増えるので、柔軟に決めることができるんじゃないかなと思う。ほか、皆さん、いかがか。

山田幹事長 こういう形で事務局の皆さんが本当に物すごい努力をされて、ここまでの案を提示していただいたことに感謝している。やはり4階については歴史的にいろいろな意見もあったようですので、その使用も含めて、吉田幹事長の言われたとおり、この案を全て見ていただいて判断してもらうのがよいかというふうに思う。

以上である。

川原口幹事長 案2と案4は、公明党の控室の隣に1人会派ができるという案になっていて、一番心配しているのは、どこまで声が漏れるのかとか、そういうところを我々としては非常に危惧しているが、そこについてはしっかり御配慮していただけるというふうに思っているので、その点はぜひよろしく願いをする。

私からは以上である。

事務局長 ほか、いかがか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、御意見も出尽くしたので、本配置については、4案を非交渉会派に提示することとしてよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局長 それでは、そのようにする。

本日の日程は以上である。ほかに何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長 ないようなので、本日の代表者会議を閉会する。

(午前10時25分 閉会)